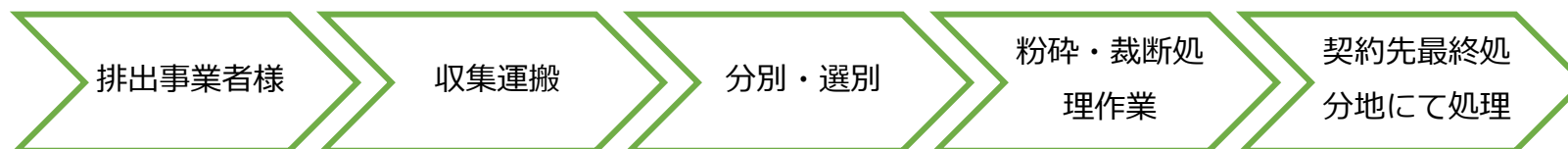


例) 知的財産・ブランド品等の廃棄処理フロー図とマニフェストの必要性

＜ マニフェスト（A票～E票）管理下における 厳格性の担保の必要性 ＞

商品積み込み時・処理工程の個別写真撮影



産業廃棄物管理票（マニフェスト）とは、廃棄物の処理が適正に実施されたかどうか確認するために作成する書類です。排出事業者には、マニフェストを作成して「委託した産業廃棄物が適正に処理されたか否か」を確認する義務が課せられています。排出事業者の交付するマニフェストには、誰がどのような産業廃棄物をどのように取り扱うかということが記載されています。処理業者は、このマニフェストに対して委託された業務を何時完了したかという情報を記載して返送することになっています。マニフェストの様式は、廃棄物処理法施行規則第8条にて定められています。